

第 19 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和 4 年 2 月 4 日
2、招集場所	御嵩町防災コミュニティセンター 2 階 大会議室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 61 号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第 62 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 63 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 64 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 65 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 66 号	令和 4 年御嵩町賃借料の提供について
報第 24 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書 記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	13 番 石渡 和美 委員 14 番 奥村 守由 委員
7、欠席委員	5 番 奥村 俊雄 委員
議 長	<p>ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 19 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日、奥村俊雄委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録 署名者に、13 番 石渡 和美 委員、14 番 奥村 守由 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 61 号農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、事務局 説明願います。</p>
事務局	<p>1 号事案の説明をします。資料は 1 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は御嵩町立上之郷中学校の北側で、平成 27 年 11 月 27 日付けで農地転用が許可されています。</p> <p>申請者はタイル製造業を営んでおり、許可時は在庫を保管する倉庫を建設する予定でしたが、減産により不要となりました。こ</p>

	<p>の度、申請地の南側を5条申請で購入し、一体でライン設備の保管場所とするため、事業計画を変更するものです。</p> <p>利用期間は、許可日から永久。資金調達は、全額自己資金です。</p> <p>雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。万が一周辺に被害を及ぼした場合には、自己責任で対処します。</p> <p>土地利用計画図、誓約書、銀行残高証明書、代替地の検討資料、委任状を確認しました。</p> <p>1月27日に現地確認を行いました。1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第62号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>資料の5-1をご覧ください。</p> <p>申請地は御嵩町立上之郷中学校の北側に隣接したところです。</p> <p>譲受人はタイル製造業を営んでいます。タイルは大きさや種類によってラインを組み替えて製造するため、複数のライン設備を保有しています。現状では使わない設備は工場内に置いてありますが、本来は製品を置くスペース等に置いてあるため作業に支障をきたしています。申請地を購入し、ライン設備の保管場所とします。利用期間は、許可日から永久。資金調達は、全額自己資金です。</p> <p>北側は先程の事業計画変更地の田で譲受人所有の一体利用地、東側は山林、西側は公衆用道路。南側は水路です。</p>

	<p>雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。 万が一周辺に被害を及ぼした場合には、自己責任で対処します。</p> <p>土地利用計画図、誓約書、銀行残高証明書、代替地の検討資料、委任状を確認しました。</p> <p>1月19日に事前説明、1月27日に現地確認を行いました。</p> <p>1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。 質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について、13番 石渡 和美 委員説明願います。</p>
13番 石渡 委員	<p>申請地は、顔戸駅より南へ250m程のところですか。 転用目的は建設業資材置場兼重機駐車場。賃貸人は高齢のため、体力的な面から、農地の維持管理が困難になっており、今後も耕作をする予定はありません。賃借人は、御嵩町顔戸で土木、建築工事を中心に事業を営んでおりますが、工事量の増加に伴い、資材置場、駐車場が不足してきたため、拡張を検討しており、賃貸人は賃借人の要望に応じ、貸し出すことにしたとのことです。利用期間は許可日から20年間です。</p> <p>申請地の北側は用悪水路、西側は田、東側は農業用水路、南側は一体利用地。雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。 万が一周辺に被害を及ぼした場合は、自己責任で解決すること。</p> <p>土地利用計画図、隣地承諾書、水利組合同意書、誓約書、資金証明、会社定款、委任状等を確認しました。</p> <p>1月27日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから第2号事案については問題ないと思います。皆さんの審議をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>石渡委員からの説明が終わりました。 質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局次長	申請地の農地区分につきましては、顔戸駅から 300m以内の農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。
議 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。 よって2号事案は適当と認め進達します。 次に3号事案について、13番 石渡 和美 委員説明願います。
13番 石渡 委員	申請地は、古屋敷教員住宅より西へ150m程のところでは、 転用の目的は、モデルハウスです。譲受人は、町内で建設業を営んでおり、主に一般個人住宅建設を行っております。新たにモデルハウスを建設する場所を探していたところ、申請地は本社から近いため、管理もし易く、また、面積も来客用駐車場も確保できる適度な大きさであり、建設予定地としました。譲渡人は譲受人からの要望を受入れたとのこと。利用期間は許可日から永年です。 申請地の北側は公衆用道路、東側は雑種地で一体利用地、西側は田、南側は宅地です。雨水は道路側溝に接続し、汚水は下水道に接続して処理します。万が一周辺に被害を及ぼした場合は、自己責任で解決するとのこと。 計画予定図、計画予定住宅図、隣地承諾書、水利組合同意書、誓約書、資金証明、会社定款、委任状等を確認しました。 1月27日に現地確認を行いました。 以上のことから第3号事案については問題ないと思います。皆さんの審議をお願いしたいと思います。
議 長	委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、一団の規模が10ha以上の農地であるため、第1種農地に位置付けられます。以上です。
議 長	採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。 次に4号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員説明願います。
6番 鍵谷 委員	資料の5-4をご覧ください。 申請地の場所は、国道21号バイパス上恵土交差点より約200m進んだ東側のところでは、

	<p>転用の目的は貸店舗。譲受人は、申請地及び一体利用地にて貸店舗を建設するということです。</p> <p>転用の目的にかかわる施設の概要は、図面のとおり平屋建店舗で建築面積は 1,732.15m となります。一体利用地を含めると北側は県道、東側は町道、南側は宅地、西側は宅地及び畑となっております。</p> <p>敷地の造成は、コンクリートブロック南側は2段積、ほかのところについては、擁壁を設置し土砂の流出を防止するとのことです。可児土地改良区の用水水路が真ん中に入っておりますが、この用水の水路は付替え、水路両側の残地は一部を除いて舗装をする。汚水は北側道路公共下水道に接続、雨水は東側道路の道路側溝に接続するとのことです。</p> <p>添付書類は、土地利用計画図、誓約書、貯金残高証明書、委任状、大和ハウス定款等、可児土地改良区意見書については確認しました。隣地承諾についてはまだ確認できておりません。</p> <p>1月27日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから4号事案の申請内容については、隣地承諾書が提出されていれば問題ないと思います。</p> <p>皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>鍵谷委員からの説明が終わりました。この関係について事務局からの状況説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>申請地につきましては、先程、鍵谷委員から説明があったとおりです。21 ページの資料を見てくださいと北側に申請地の北側に〇〇さんという方がいらっしゃいます。</p> <p>その方の農地が申請地の西側に、〇〇さんと書いてある家がございます。その間に農地がございますが、ここの農地の同意が取れておりません。</p> <p>再三、かなり前から大和ハウスの方や行政書士の方が説明に行って理解を求めるように努力をしてくれておるといような状況は確認しておりますけど、現在は取れていないという状況になっております。以上です。</p>
議 長	<p>私の方から説明を補足させていただきますが、1月27日に現地確認に行き、大きな問題はないという認識でありましたが、御嵩町の申し合わせ事項といいますか、内規というか、そんな中で隣地承諾書を取っていただきたいということについては、個別の関係等についてもお願いをしてきた経緯でありますので、事務局からの説明もありましたように、一つ、ご理解をいただきたいのは、この関係の前にですね、11月にですね、実はこの関連の民家、工場が建っていたところの農地であったという一つのことから〇〇の方というような名目で転用の手続きが出て、ご理解をいただいたという経緯がありますが、今回は、それを含む農地に</p>

	<p>新しい建物を建てるというところの、建物と隣接する〇〇さんというところの、同意がいただけていないというところもありまして、保留という形に、私はすべきではないかと。地元でもありませんし、本人からの「何とか会長、していただけないでしょうか。」という要請もありましたが、私個人としては、規程どおり、隣地の承諾を取っていただきたいと。</p> <p>また、理解をしていただいた解決をとって欲しいと、返事もしておりますが、今日までに取れてなかったのも、こういうふうな場で正式な形として、隣地の承諾の無い物については、今回、保留とさせていただきますが、この間にあって一つ問題があるのは、もう 11 月に提案された物、今回二期に分かれてきたものですから、どうしても、「え」という、初めてかということもありますが、その間にあって、行政書士の関係、〇〇の建てる側の関係等が〇〇さんとの接触は持っておりますが、なかなか理解がしていただけなくて、取れないという経緯もありましたので、改めて、今回保留の形にさせていただいて、1ヶ月間、再度、行政書士、〇〇に隣地の承諾を取るよう要請をかけて、その結果を見て来月、再協議に付していただきたいと思っていますので、異例ではありますけどよろしくお願ひしたい。こういうことで、事務局いいですか。</p>
事務局	はい。
議 長	そうしましたら、4号事案につきましては事務局の説明がありましたとおりの保留とさせていただきますことに異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	<p>異議なしということの意見をいただきましたので、発言をいただきましたので4号事案は保留とさせていただきます。</p> <p>次に5号事案でございますが、私が今日の開会の挨拶に申し上げましたように、庁舎の第5条の関係につきましてはすべての議案が終了した後、追加の形で議事を進めていきたい。こんなふうに思いますので。この第5号事案については一部を残して次にいきたいと思います。</p>
議 長	<p>議第 63 号農地法第 4 条第 1 項の規程による農地転用申請に対する意見について、を議題といたします。事務局より朗読をお願いします。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより 13 番 石渡 委員

<p>13 番 石渡 委員</p>	<p>から説明をお願いします。</p> <p>資料の 28 から 29。土地の所在地は、申請地は、〇〇より、東南に 15m ほどの所です。</p> <p>転用目的は一般個人住宅。転用事由の詳細としては、以前より住宅と物置を敷地内に建てており、宅地として利用していたため、現況どおり地目を宅地にしたいとのことです。</p> <p>北側は用悪水路、西側は用悪水路と田、東側、南側は申請人所有の宅地及び申請人購入予定の宅地。西側の田に影響がないように配慮をします。汚水は北側下水に、雨水は自然浸透及び北側水路に排水します。万一周辺農地等に被害を及ぼした時には、当方で解決するとのことです。</p> <p>誓約書、水利組合同意書、社団法人同意書、隣地承諾書、始末書、委任状等確認しました。</p> <p>1 月 27 日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から 4 条 1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。質疑がないようですので、事務局からの補足説明はありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある一団の規模が 10 ヘクタール未満の農地であるため第一種農地に位置づけられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案につきまして適当と認める方の挙手をお願いします。挙手全員であります。よって 1 号事案は適当と認め進達を致します。</p> <p>次に議第 64 号農地法第 3 条第 1 項の規程による権利異動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読をお願いします。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、これより 1 号事案につきまして 10 番田中豊雄委員説明をお願いします。</p>
<p>10 番 田中 委員</p>	<p>資料の 34 ページから 36 ページをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は送木公民館より東へ 200m ほどのところ。使用貸人は耕作しないので、申し出に応じることにしました。使用借人は障がい者の方に農業事業をさせたいためとの理由で双方合意いたしました。事業計画の内容として、障がい者支援事業として農業体験をしてもらう。周辺地域との関係として、周辺の</p>

	<p>農業者と協調してやっていくとのことでした。</p> <p>添付書類として、登記証明書、登記図、誓約書、農地使用貸借契約書、定款認証書、〇〇定款、などを確認しました。</p> <p>1月26日に推進員の平田功一さんの立会いの下、代表理事より事前説明を受けました。適切に管理されていました。</p> <p>1号事案の内容については問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして平田 推進員さんの方から現地の状況等について、何かご意見がありましたら。</p>
平田 推進委員	<p>1月26日に地区担当の田中 委員と現地を確認いたしました。営農条件等には何ら問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>珍しいケース、そんなにない例ですので、ちょっと事務局より説明をしていただければ。</p>
事務局長	<p>今回のパターンですけど、国の方が農業と福祉を連携して、どちらもWIN、WINになるような形の政策をやっていこうと、農福連携といいます。</p> <p>そういう状態の中で、障がい者の方々に農業の従事者になっていただくような機会を提供することで、農業の方は担い手不足を解消する、そのような目的の中で事業の展開が始まっています。</p> <p>こちらの使用借人は御嵩町の西田に事業所をお持ちで、新たに、この御嵩地区にも、もう一つ事業所を持って、その隣接した農地を借りて、そこで障がい者の方々に農業に触れあっていただく。</p> <p>まずは、ふれあいというところが進んでいくかと思います。</p> <p>ただ、そこで、全員が農業の従事者になれることは無いかと思いますが、今、こういう政策の基で進められていっているところですので、今後も、御嵩町内にも事業所は他にもありますので、このような話があるかもしれません。その時には、前もあつたなというふうに審議していただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>今、課長の方から説明がありましたように、国の新しい政策が打ち出されたと理解していただきまして、御嵩町でその、新しい国の施策に乗った中の部分を、こういった福祉に準ずる、値するような方々のために、耕作をしていくというようなことでありまして、たまたま、私達の営農組合が可児市の塩河に土地を借りて、全面委託の形でやっとなる所を、返して欲しいというようなことで、何かなと思つたら、まったく同じ条件の、福祉を取り入れた事業展開を今回、やっていくと。</p> <p>ちょっと前の申請のところには、建設業者が本当はできないものを、荒廃農地を解消するためにとということで、こうした申請が</p>

	<p>出てきたことは、多々、私のところには、御嵩町にはなかったですけれども、国として進められていた経緯がありますが、今度は福祉事業者に対して間口を広げていくと。</p> <p>こういうようなことで今回出てきた案件だと思います。</p> <p>送木地内でやられるということでもあります。</p> <p>そんなことで、余分なことも申し上げましたが、質疑をさせていただきたいと思います。</p>
11 番 田中 委員	<p>説明は使用貸借ですが、「譲渡人」、「譲受人」となっています。</p>
事務局	<p>議案書の9ページになりますが、こちらの表で譲渡人、譲受人という表記になっていますが、今回は所有権の移転しない使用貸借でありますので、「使用貸人」、「使用借人」という表記になりますので訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。よろしいですか、田中委員。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。1号事案につきまして適当と認める方は挙手を願います。</p> <p>挙手全員でございます。よって、1号事案は可決をいたしました。</p> <p>次に議第65号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>10ページをご覧ください。議第65号 農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について、別表のとおり決定するものとする。11ページをご覧ください。</p> <p>1号事案ですが、「中柳坪 155 番 1」とありますが、正しくは「御嵩字飛田 481 番」になります。</p> <p>大字「御嵩」、字「飛田」、地番「481 番」。地目は「田」、面積は「1,009 m²」になります。</p> <p>ここで、訂正させていただきます。</p>
事務局長	<p>再度、申し上げますけど1号事案、大字が「中」となっていますが、ここを「御嵩」と変更をお願いします。</p> <p>次にその隣、字「柳坪」となっていますが、「飛田」です。</p> <p>それから地番の方が「155 番 1」となっておりますが「481 番」となります。地目はそのまま、面積の方が 431 m²となっておりますが面積の方は 1,009 m²です。訂正の方をよろしく願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>

議 長	朗読が終わりましたので1号事案、2号事案を合わせて、平田幸一 推進委員さんの方から説明をお願いします。
平田 推進委員	御嵩地区の平田です。 1月22日に地区担当の田中信行委員と現地を確認いたしました。2号事案についても、地区担当の田中 委員と現地を確認いたしました。 営農状態等に問題はないと思います。
議 長	1号事案、2号事案この2件につきまして質疑にございますか。
11番 田中 委員	2号事案の使用貸借の存続期間が、申出書では令和6年10月31日になっていますが、どちらが正しいでしょうか。
事務局次長	申し訳ありません。重ね重ね訂正をお願いしたいと思います。ご指摘のことについては令和6年10月31日が正解でございます。訂正の方をお願いできればと思います。
事務局長	2行目の存続期間、右から2列目になりますが、令和7年2月28日と記載してございますが、令和6年10月31日と訂正の方をよろしくお願いいたします。
議 長	1号事案、2号事案について採決に入ります。適当と認める方の挙手を願います。 挙手全員であります。よって1号事案、2号事案につきましては可決をいたしました。 次の3号事案から4号事案までは、12番 田中 幹三郎 委員に関係しますので、12番 田中 幹三郎 委員は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。
12番 田中 委員	7号事案、議案書18ページですが、存続期間ですが、こちらの記載漏れがございますので、これは一度、取下げさせていただいて、改めて提出をさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。
事務局	7号事案の利用権設定申出書ですが、議案書の方に載っております、農用地利用集積計画という様式の部分については、存続期間終期の欄が空欄になっておりますが、地区担当の方や地区推進員の方にお配りしていた申請書の方の表の方を見ていただくと、「設定期間3年」とありまして、そちらの方の3年というところから読み替えさせていただいて、令和7年2月28日とさせていた

	<p>だいておりますので、報告させていただきます。</p> <p>(12番 田中 幹三郎 委員 退席)</p>
議 長	<p>3号事案から8号事案まで、伊左治 幸次 推進委員 説明願います。</p>
伊左治 推進委員	<p>奥村委員と1月22日に現地確認をしましたが、いずれも営農に問題はありませんでした。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。 何かこれに関して質疑ありますか。</p>
平田 推進委員	<p>3号事案は御嵩地区で、私の担当になっています。先に話してしまったけど、田中 豊雄 委員と回りました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。事務方の打合せが十分にできていなくて申し訳ありませんが。とりあえず、3号から8号事案までの関係について、質疑がありましたらお願いしたいと思いますが。</p> <p>質疑がないようですので、採決に入ります。3号から8号事案までについて適当と認める方の挙手を願います。 挙手全員であります。よって3号事案から8号事案までは可決いたしました。</p> <p>審議終了いたしましたので、12番 田中 幹三郎 委員の着席を認めます。</p> <p>(12番 田中 幹三郎 委員 着席)</p>
議 長	<p>次に議第66号 令和4年御嵩町賃借料の提供について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>毎年のように出てきますが、これについて何か不足するような説明があれば。</p>
事務局次長	<p>賃貸借について、無償という方もあれば、有償という方も過去にもあったということです。それに対して、一般的にいくらですか、というような質問がありますので、こういった物をホームページに載せております。</p> <p>直近3年間、平均を取っても御嵩町で金銭が発生する賃貸はございませんでしたので、ご覧のとおりデータ件数がゼロ。単年度平均も出せませんので、該当なしとなります。当方に問い合わせ</p>

事務局長	があっても目安がないということで、耕作者さんとお話していただければというような回答になるのかなと考えております。以上です。
議 長	本来はどこかで、ちゃんと発生していると思います。それは、地権者と土地を借りる人の間には年間、酒、昔は酒一升とか何かの形で、素朴な感じからいきますと、何かの関係はあったと思いますが、こうしたデータということになりますと、皆さんから例を出していただくということになるかと思いますが、僕からいきますと、伏見の営農組合と地権者の間には、賃貸料という形が正確なのか管理料というのが正確なのか、よくわかりませんが、基本的なものとしては1反1万円という管理費をいただいて、借りておるとというのが実態ですが、こうした賃借料という、こういうふうなことからいきますと、どれに値するのか本来はそういう物を基準とすべきなのか、その辺のことがあります。田中さんは賃借料か賃貸料か、借賃というか、それを貰ってない、貰っている。
12番 田中 委員	管理費を貰っている。
議 長	青木さんは。
1番 青木 委員	今は、新しく受けるところは地主さんに、畔の管理だけをお願いして中は何か耕作するという事で頂いていません。私は。
議 長	美佐野の営農組合は。日比野さん。そういうようなやりとりはないですか。
9番 日比野 委員	ない。
議 長	伊左治さん。
伊左治 推進委員	一応、1万5千円貰っています。
議 長	1万5千円。草刈りする管理費を。石渡さん。
13番 石渡 委員	ない。
議 長	大久後の近所は。
7番 山口 委員	ない。
議 長	広報か。

事務局次長	ホームページ。
議 長	こういう結果でしたということを出すだけか。
事務局次長	はい。
議 長	実態は報告しない。こういうことかな。
事務局	実際に提出された申請書にそういった賃借料のことを記載していただいた分しか、我々では把握できないというところがあります。3条申請と利用権設定、農地を農地として耕作していただく時に、使用貸借権ではなく、賃貸借権と書いて、金額を記載していただいたような申請は、調査期間中に1件もありません。それが3年間続いてしまったので、ホームページに掲載する資料としては22ページのとおり何も参考となるデータがない状態になります。
議 長	事務局からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。
事務局次長	12ページとか13ページ、14ページ、15ページずっとありますが、その欄の中に賃貸、貸賃、無償と書いてあります。一段目の枠のところ、真ん中の辺に存続期間の次に、ここに「無償」とか、次のページにいきますと、「なし」と記載してありますが、ここに、いくらと書いてあればこのデータ。
議 長	なるほど。ここからデータを出していると。
事務局次長	先程の管理料というのは、少しこのデータと趣旨が違います。
事務局長	3年間、3条も利用権設定も賃貸借がなく、貸借があるとすれば使用貸借ばかり。賃貸借があればそこに無償とか金額を入れてもらうこととなりますが、この3年間は賃貸借がないと考えていただければ、ありがたいと思います。説明は以上となります。
議 長	非常に判断に苦しむ説明を受けましたが、明記したら、こちらのデータとして出し得る数字が出てくると。ほとんど、利用権設定の中にそういったことが記載されていないと。本当は記載した方がいいということか。それとも、それは性格が全然違うか。
事務局次長	そういう事案が発生して、お金のやり取りがあるのであれば、記載をしていただかなければならない。 ただ、管理料として貰われているのは、書かなくてもいいで

	す。
事務局長	借賃ですので、耕作者側が地主に払うということです。
議 長	年貢。年貢みたいなものでしょう。
事務局	管理料というのは、所有者が使用者に対して払っているものです。
事務局次長	管理料というのは土地の所有者が、営農者にお金を払っているもの。借賃は、作っている人が所有者にお金を払うので、意味合いが逆ですね。
議 長	<p>僕は年貢と思っている。表現は別として。もうそういう時代に入ってきてしまった。一つの考え方からいったら、やっぱり一万円の管理料、或いは、普通はいただかないかんわな。出しとる方側が、全面委託で。</p> <p>地主が作ってくれという人じゃなくて、作る側が地主に一万円払わなければ、こういうのが発生しないということやら。</p>
事務局次長	そういうことです。
議 長	<p>それでは、採決に入ります。議第 66 号について、適当と認めるかたの挙手を願います。挙手全員であります。よって議第 66 号は適当と認めます。</p> <p>次に、報第 24 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>以上をもちまして、1 点だけ残して、ほぼ、終わりましたが、まだ、会議は続けてまいりますので、10 分間休憩して、10 時 25 分から会議を再開したいと思いますので暫時休憩とさせていただきます。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議 長	<p>それでは休憩を解いて再開したいと思います。</p> <p>先程提案のありました 5 号事案について、最後にと言うことでございましたので、只今より再開し事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	それでは事務局の方から 5 号事案について説明をさせて頂きた

いと思います。

資料の方は一部A3になっております、こちらが皆様のところ
に町の方から送られてきたものになります。

もう一つはA4だけのもので、右上に御農委第48号令和4年1
月17日というホッチキス止めしてありますものが、今回の審議に
必要な資料となりますので順番に説明させていただきます。

(道路計画について事務局次長説明)

(回答について事務局長説明)

議 長

私の方から補足説明という形で、皆さん方に申し上げたいと思
います。冒頭のあいさつの中で一部説明したので、重複すること
はできるだけ避けていきたいと思っております。

こちらのA3の1月17日付を見てもらいたいと思います。それ
の事業費について。私たちは事業費について細かい数字のことは
一切言っておりません。多いとか、少ないとか、そうではなくて、
何でもいから町と議会が一致して、庁舎建設について前向
きにできましたということを確認したいということでもあります。

そんな中で、15日に山田副議長と青木さんとその話をさせてい
ただきまして、先ほど課長の方から説明がありましたように、2
枚目の裏側のところに、山田副議長にどうか議会の皆さん方、反
対の人もみえるし、賛成の人もみえるけれど、人から見ると半々
の状態ではないかと、割れているのではないかと、議会の意向が
割れているのではないかということから、基本的には一致した意
見を基に、合意の形で庁舎を建設していきますのでという、答え
をいただきたいと、それを私たちが、農業委員会として判断する
材料とさせていただきたい。

議会の合意を確認して農業委員会は判断いたしますので、何と
か27日、1月27日の現地確認までに議会の方のご努力がいた
だきたいと、いう事をお願いしたものであります。

そうしたら、山田副議長の方から、1月21日付で、農業委員会
には、一切そういったことについて存在しないとう答えがまいり
ました。

そんな中で対応している間に、1月27日付で5人の議員の人が
高山議長に対して、私たちは、庁舎のこの事業費のことについて
合意していませんという、こういう文章が出てきたことによっ
て、我々が一番1ページ目に出てきております、今日の再審議を
するために、町長宛に出した事業費に対する議会の合意につい
て、町長と議会の合意を確認にして判断することとしますという
事項から、わざわざこんなものが出てきた中で、私たちが判断し
ていくことについては非常に難しいのではないかと、そういう判
断をしております昨日この、この上之郷の防災センター、この
場所で、総務会を開催させていただきました。

いろいろな意見をいただきました。

また、色んなご指摘をいただいて前向きに検討をしていきたいということは思っておりますが、ここで、皆さん方のご意見を聞き、無ければ、各地区に分かれていただいて、総務の方から昨日の報告を細部にわたって説明をしていただき、判断としていきたいと思っております。

特に、私の方から提案したいことは、地権者の方、28名、庁舎建設の3万㎡の中の、土地の所有者28名に対して、農業委員会としては粛々とこういう経過を基にやっているという、経過報告。それは何故やるかという、農業委員会が止めているとか、阻止しとるから進まないという事を、町側、あるいは議会の方で言うておみえになるので、本当は議会の方にそういうことを言いたいですが、言う気力もありません。

折角、副議長を通して議会の皆さん方で、議員の方も汗をかいていただきたいと、そして一生懸命努力をして、一致の方向を見出してほしいというお願いをしましたが、それに至らず本日に至っておるといのが状況です。

そして、今申し上げましたように出したい。

それから、町長の月記、広報に全町民の皆さん方に、農業委員会の経過報告を載せていただきたいという要望を、町側に示したいことを、皆様方の協議の地区に分かれた協議の中でどうしていくのかの相談をしていただきその方向が決まれば載せさせていただきます。

最後に、私たちの農業委員会としては、何時までもこんなことをやってはいたくない。

基本的には、一日も早く前に進んでいきたいので、実は議会側、町側に、今日2月4日ですが、今日審議をして最終的に再保留という事になったら何をするかという、一日でも早く指摘事項の1、つまり合意事項、議会の合意をしていただいたその結果を受けて、2月の最中、本当は月に一遍しかない、定例総会を臨時総会に代えて、2月10日に解決したとか、あるいは2月15日に解決したというようなことの結果が出れば、できれば臨時総会を開催して指摘事項1、2共に完了したという事を受けて、採決に入って、県に進達をしていきたいということを、皆様方のご了解が頂ければ、町長宛に何としても早くあげたいという町側の気持ちも、私たちも変わらないという事を示していきたいので後程、協議の場でそのことのご了解がいただけたらありがたいと思っております。

もう一番残念なことは、私たちが議会の方々に頼むとか、そもそもおかしいわけで議会の方が了解したので、農業委員会の皆さんの了解をいただいてご審議いただきたいというのが本当であって、我々が、議員さんに頭を下げて何とか現地確認までにご回答して欲しいなんて言うのを進めていくことはおかしいですけども、もうそんなことを言うておれば、ますます複雑になりますの

で、何とか一生懸命やって日にち付け、どうしても最悪の場合、皆様方に郵送で来た中で、40日というのが書かれております、書類の中に、何でこんな40日という記載がありますが、県の方に通達をする、国の方に通達をするという事例は、40日以内というのが、農地法の規定にあります、農業委員会の。

とすれば、可決をして送ることも、否決をして送ることも可能ですけれども、折角御嵩町のために出てきたものについて、急いで否決という形をとらないで、慎重な審議の上に決定をして県に通達をしていきたい。

こういう思いでありますので決してご心配をしていただくような内容ではありませんので。

じゃあ、今迄の過程の中で隣地の承諾書が取れないということで、1ヶ月或いは2ヶ月或いは3ヶ月と隣地の承諾書が取れるまで保留とした経緯がありますので、それと変わりのないという判断の元で、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私と青木委員が、1月12日の総務会で道路のことについては皆様のお手元にあります様な図面で、これは町側がこういうふうを示してきたと、形上はなっておりますが、これは我々の意向を町側が、了解して作ってきてくれた図面です。

あえてもう1点残っておりますものについて、12日に、私と青木さんと、議会の皆さんにお願いすると言うことで、3項目の意向を、農業委員会としては希望しておりますので、それに沿うような努力して欲しいと申し上げて、結果としてまだ来ておりませんので、そのことも含めて青木さんの方から、ご説明をしていただいて、また皆様方の意見を聞き、なければ地区別に分かれていたいただきたいと思ひます。

青木さんよろしくお願ひします。

1番 青木 委員

1月15日に会長宅で、山田副議長にお話をした際に、山田副議長には、一般の5条申請の方の審議というものを、どうやって農業委員会でやっているのかを説明させていただきました。

その時に、庁舎の関係も止めているのではなく、一般の申請と同じような状態で進めていますというのを説明しました。

山田副議長も、1月18日に議会で集まって、皆さんで話す機会を設けるので、という話を頂いて非常に期待しておりましたが、山田副議長から1月22日付けで、農業委員会はそういう責任はなく、議会と行政に責任があつて、審議の結果については農業委員会には一切存在しないと言う文章が送られてきて、とても残念に思ひました。

この文章も残念に思ひましたが、5人の議員さんが議長あてに出した文章を見ても、1月18日に開催されましたが、何の説明も無く議論もされていませんという文章が来たということは、会長宅で3時間ほど山田副議長と話をさせて頂いたにも関わらず、何も議論されていませんという残念な結果となつてしまひ

<p>議 長</p>	<p>ました。 この後、地区に分かれて皆さんと意見をまとめて、今後の進め方を話させていただく訳ですが、また色々な意見を頂ければと思います。</p> <p>私からの補足説明と、職務代理の青木さんとさせていただきましたが、何か分散する前に、ご質問ご指摘がありましたら是非出して頂いて、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>無いようなので、分散していただき話をしていただければと思います。</p> <p>(地区別審議)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩を解いて、再開をさせていただきたいと思っております。私の方から地区別に分かれる前にしたことも含めまして、それぞれ、ご協議、ご相談を、ご発議をいただいた関係について、それぞれ総務の方から、上之郷の日比野さんから順番にご報告をいただきたいと思っております。</p>
<p>9 番 日比野 委員</p>	<p>では、上之郷の報告をします。 まず、一つ目の町道の件ですが、これについては、ちょっと行政を信じられないということがありまして、もともと、南北道路を超すとか、いろいろ農業委員会から提案をしとった訳ですが、それについて出来てから検討するというような返答が続いていた訳ですが、農業委員会の方から先日、函面を作っていただいて、それを提案したら、即、それに差し替えると、というようなことで検討されたか、さっぱり分らないので、こんな態度では信じられないなと思っておりますが、このA3の函面にあるような方向で、これについてはとりあえず、良としたらどうかと思っております。</p> <p>それから2つ目の事業費についての合意について町と役場の議会で確認したということですがこれについては、山田議員の方からは6対5でも可決しとるんだから、文句言うなという方だと思っておりますが、これについて、やっぱり、ある程度、合意とまではいかなくても、同じ、皆が同じ方向を向けるようなことを検討していただきたいということで、山田議員の方からありました、全く、5人の議員さんが出されておる中で、全く説明も何もないというのはちょっとおかしいと思っておりますので、何とかそういう状況を解決して欲しいと思っております。</p> <p>それから3つ目の農業委員会の経過報告を町報に載せてはどうかということについてですが、これについては、それも一つの案とは思いますが、なるべく、こう、荒立てることがないように、載せるのはどうかと思っております。以上です。</p>

議 長	はい、ありがとうございました。御嵩。
11 番 田中 委員	<p>御嵩地区の回答ですが、事業費については、今、上之郷で言われた内容とほとんど同じですが、議会内で合意さえできれば、臨時に総会を開くのは止むなしと。</p> <p>町道 263 号線については、図面に実施予定、整備予定と書いてあります。</p> <p>上之郷地区でも、図面の話から、信用ができないというような話もありました。</p> <p>そういうところを鑑みて、御嵩地区では、実施予定、整備予定。何時位。行程表を出す位の明示をしてほしい。というふうに思っています。</p> <p>あと広報の体裁については、今まで農業委員会の庁舎についてのいろいろやってきた経緯程度を掲載すると。</p> <p>ここで、あまり詳しく載せると、町の方にまた、言い方悪いですが、喧嘩を売るようなことはしない方がいいんじゃないかなというふうに結論を出しました。以上です。</p>
議 長	はい。中。
14 番 奥村 委員	<p>中地区としましては 263 号線については、これで良いかどうかは後で田中さんをお願いしたいと思います。</p> <p>広報に載せるのは全体の意見に従って、従います。以上です。</p>
議 長	はい。
12 番 田中 委員	<p>田中さんが道路の関係言わなあかんで。</p> <p>中地区 4 名の委員で話し合いましたが、やはり先程、御嵩地区の田中委員からも発言があったように、やはりある程度、工程表みたいな物を示す位の取り組みというのですか、はたから見て分かる取り組みというのを示していただきたいと思います。</p> <p>先程、奥村委員から話がありましたけど、その点補足させていただきますと、臨時で農業委員会の総会を開くことはやぶさかではないと思っています。</p>
議 長	はい。では伏見。
6 番 鍵谷 委員	<p>伏見地区の方ですが町道 263 号線ですね。それに対する、こちらの町長の回答がすごく曖昧ですね、ということが最後の一番のポイントですと新庁舎整備に合わせて整備するよう努めますですが、もうちょっと、やります位のことを書いてほしい。</p> <p>それから、あと、新庁舎整備後に進めてまいります。進めますくらいのこと書いてもらわないと、ほんとに、いいかなと、意見が出ました。ということで、この図面のことについては、意見を</p>

纏めました。

それからですね、地権者への報告、28名ですね、やっぱり地権者の方も、どういう状態で遅れとるのか、町報に書いてあるけど、本当なのか、そういうことも疑問に思ってみえます。

ですから、こういうふうで遅れているという文書ですね出したほうがいいじゃないかということです。

それから広報誌ですね、広報誌の方、町長が一方的に書いてみえますが、やっぱり、私らも真剣にやってきたことですし、農業委員会の経過報告ですね、それが柔らかい、形か強い形かは、あまり強くない方がよいと思いますが、一応、こういうふうでこうなると住民に対して報告して欲しい。

それから、2月中に臨時議会を開き、会議を開き、その後、県へ送ったらということですが、そういうふうでいいじゃないかということです。

臨時に会議を開いて、どういう状態かということで、いいと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

上之郷、御嵩、中、伏見4地区とも基本的な事項についてはほぼ、同じ考えでありましたし、また広報等に関する配慮、地権者との経過報告そういったことも現時点で、すべきことはする方向で願いをしていく。

広報については町側と十分な配慮をしていただけるかどうかというのは、これからの提案事項でありますので、できるか、できないかわかりませんが、思いとしては伝えてみたいと思っていますし、地権者のところにつきましては今、報告がありましたように、報告していきたいと。

それから臨時総会の開催ということについても、了解をいただきましたので、後は、町側、議会側に我々の意向を、正式に事務局として、お伝えをして、その判断を待つ。ということで、今回、第5号事案ということで、庁舎に関する農地転用5条申請が出てきた件については、今回も保留としていきたいと思っておりますので、このことにつきまして、よろしいでしょうか。

やっぱり、ちょっと言葉が大変ですので、挙手で保留することに賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございました。

そういうことにさせていただき、今日、提案された議案すべて終了しましたので農業委員会を閉じさせていただきます。

11時00分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

13 番

14 番
